

事業主のみなさまへ

マイページ



ハローワーク
インターネットサービス

を利用してください

お困りではありませんでしたか？

募集期限が経過している求人がわからなくなりました…

忙しくてハローワークの開庁時間に行くことができない…

手書きの申込書は作成が手間なのでなんとかしてほしい…



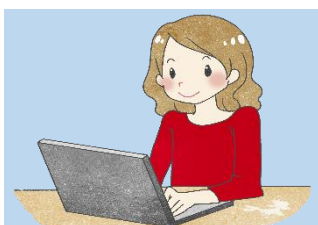
マイページをご活用ください！

マイページは、「ハローワークインターネットサービス」の新しい機能です。ハローワークに**ご来所いただく必要なく**、会社のパソコン等からオンライン上でさまざまなサービスがご利用になれます。また、2020年以降に受理した求人データを閲覧することができ、それをもとに新たな求人票をつくるのが可能です。(転用)



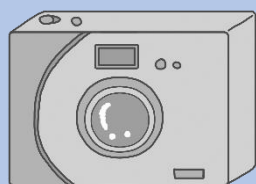
どんなことができるの？

※有効中の求人が無い場合は一部機能が制限されます。



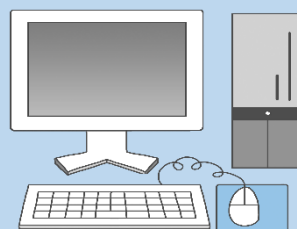
求人の管理ができます！

- ・ 求人の申込み・再掲載
- ・ 求人の内容変更
- ・ 求人の募集停止



画像が登録できます！

画像情報の登録・公開
(事業所の外観・職場風景・取扱商品など)



選考の管理ができます！

- ・ ご紹介した応募者の紹介状の確認
- ・ 選考結果の連絡

検索



求職情報を検索できます！

経歴、資格や希望条件など求職情報を公開することを希望している求職者の情報を検索

NEW

「オンライン自主応募」

ハローワークを利用しないで自主的に求職活動をする方も応募可能な求人に設定できます！

(応募者の範囲が広がります)



詳しくは別紙をご覧ください

NEW

「直接リクエスト」

求職情報検索を行い、自社求人に応募してほしい求職者に、マイページを通じて応募を検討してほしい求人の情報とメッセージを直接送付できます！

(左記「オンライン自主応募」を可に設定している求人に限る)



詳しくは別紙をご覧ください

ハローワークインターネットサービスやマイページの操作方法に関するお問い合わせ

電話 0570-077450 受付時間：月曜～金曜 9：30～18：00（年末年始、祝日除く）

※ナビダイヤルのため、通信料がかかります。※ご利用の電話回線によっては、接続できない場合があります。

メール helpdesk@hd.hellowork.mhlw.go.jp

ハローワーク館林 求人専門援助部門 ☎0276-75-8609

マイページ作成手順

ハローワークに求人を申し込んだことがある場合

①～③のいずれかの方法をお選び下さい

①窓口、電話又は郵送でメールアドレスを登録

②メールでメールアドレスを登録

③全てパソコンから登録（一度求人情報を新規で入力する必要あり）

①窓口、電話又は郵送でメールアドレスを登録の場合

- 1 ハローワークの窓口又は電話でメールアドレスを登録※1※2
*アドレスは組織で共有可能なアドレスを推奨します
- 2 ハローワークインターネットサービスにアクセス
求人者マイページ開設（パスワード登録）をクリック
- 3 利用規約などに同意し、1で登録したメールアドレスを入力
- 4 3で入力したメールアドレスに認証キーが届きます
（50分有効）
- 5 4で届いた認証キーを入力し、パスワード登録して開設完了

※1電話の場合はメールアドレスを伺い、その後、こちらからハローワークに登録されている事業所の電話番号に連絡します。（担当者の在籍確認等を行うため）
※2郵送の場合は最後のページの用紙を使用してください。



2の求人者マイページ開設（パスワード登録）はここ！

②メールにより開設用メールアドレスを登録

- 1 tate-kyujin@mhlw.go.jp 宛て、事業所名、担当者名、連絡先とともにマイページ開設用メールアドレスを送信してください※
※組織で共有可能なアドレスを推奨します
- 2 ハローワークでの作業完了後（2営業日ほどかかります）、1で送信頂いた開設用メールアドレス宛に登録完了メールを送信します。
- 3 「ハローワークインターネットサービス」にアクセスし、「求人者マイページ開設（パスワード登録）」をクリック
- 4 利用規約などに同意し、1で送信した開設用メールアドレスを入力
- 5 4で入力したメールアドレスに認証キーが届きます（50分有効）
- 6 5で届いた認証キーを入力し、パスワードを登録してマイページの開設完了

※メールがハローワークに届きましたら、こちらからハローワークに登録されている事業所の電話番号に連絡します。（担当者の在籍確認等を行うため）

③全てパソコンから登録の場合

- 1 ハローワークインターネットサービスにアクセス
事業所登録・求人申し込み（仮登録）をクリック
- 2 **メールアドレスの登録**
*アドレスは組織で共有可能なアドレスを推奨します
- 3 2で入力したメールアドレスに認証キーが届きます
（50分有効）
- 4 3で届いた認証キーを入力し、パスワードを登録
引き続き5に進んで下さい
- 5 **事業所・求人情報を登録をクリック**
- 6 「求人申し込み実績」画面で、「過去にハローワークに求人を
申し込んだことがある」を選択し、事業所番号を入力し、
「求人情報を入力」をクリック※²
- 7 **必要な事項を入力し求人仮登録を行う**
- 8 **ハローワークでの確認（本登録）**
*内容確認後、必要な場合にはハローワークから連絡します

※²事業所番号がわからない場合は管轄のハローワークに問い合わせ下さい。

※メールの受信制限をしている場合は、パスワード登録手続きを行う前に「system@mail.hellowork.mhlw.go.jp」からの受信を許可してください。



1の事業所登録・求人申し込み
（仮登録）はここ！

初めてハローワークに求人を申し込む場合

- 1 ハローワークインターネットサービスにアクセス
事業所登録・求人申し込み（仮登録）をクリック
- 2 **メールアドレスの登録**
*アドレスは組織で共有可能なアドレスを推奨します
- 3 2で入力したメールアドレスに認証キーが届きます
（50分有効）
- 4 3で届いた認証キーを入力し、パスワードを登録
- 5 **事業所情報・求人情報の仮登録**
《留意点》事業所情報と求人情報の入力（仮登録）
は続けて行って下さい
- 6 **ハローワークの窓口または電話で
本登録手続きを行い開設完了**



1の事業所登録・求人申し込み
（仮登録）はここ！

※ハローワークに求人を出したことがあるかわからない場合は管轄のハローワークに問い合わせ下さい。

※メールの受信制限をしている場合は、パスワード登録手続きを行う前に「system@mail.hellowork.mhlw.go.jp」からの受信を許可してください。



「オンライン自主応募」とは

「オンライン自主応募」は、ハローワークインターネットサービスに掲載した求人に対して、求職者がハローワークを介さずにマイページを通じて直接応募することをいいます。

★ハローワークを利用しないで自主的に求職活動をする方も応募可能（応募者の範囲が広がります）

設定方法

「オンライン自主応募の受付」は、求人ごとに設定できます。設定は「求人区分等登録」ページの「求人情報・事業所名の公開範囲」で行います。

公開希望 ⑦

- 1. 事業所名等を含む求人情報を公開する
- 2. ハローワークの求職者に限定し、事業所名等を含む求人情報を公開する
- 3. 事業所名等を含まない求人情報を公開する
- 4. 求人情報を公開しない

オンライン自主応募の受付 ⑧

- オンライン自主応募を受け付ける
- オンライン自主応募を受け付けない（ハローワーク紹介に限る）

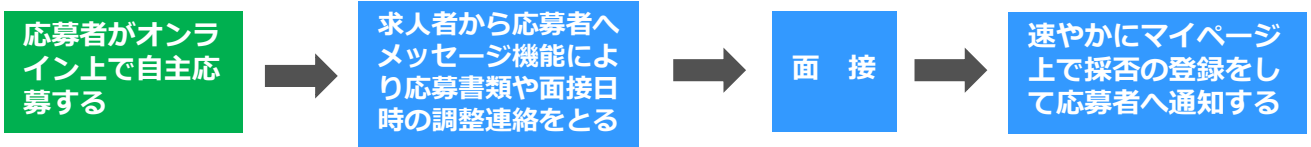
オンライン自主応募に関する注意文

- 「オンライン自主応募」とは、求職者マイページを開設する求職者が、求職者マイページから求人者マイページを通じて本人に直接応募する方法をいいます。
- 「オンライン自主応募」は求職者の自主的な求職活動であり、ハローワークの職業紹介を介しない応募方法となります。
- 求職者からのオンライン自主応募は、職業紹介に当たらないため、ハローワーク等の職業紹介を要件とする特定求職者雇用開発助成金等は対象とはなりません。
- オンライン自主応募に伴って生じるトラブルについては当事者同士で対応することになります。

上記の注意文を確認し、内容に同意します。

- ① 「1. 事業所名等を含む求人情報を公開する」「2. ハローワークの求職者に限定し、事業所名等を含む求人情報を公開する」のどちらかを選択してください（他の選択肢は、オンライン自主応募を受け付けられません）
- ② 「オンライン自主応募を受け付ける」を選択してください
- ③ 「オンライン自主応募に関する注意文」を読み、「注意文を確認し、内容に同意します」にチェックしてください

オンライン自主応募の流れ



※ 応募者が「オンライン自主応募」による応募であるかを確認するには、「応募者管理」画面の応募者一覧の「応募方法」の欄で確認することができます。

留意点&注意点

- 求職者が応募した際の通知や、応募者との面接日時等のやりとりは、全て求人者マイページの「メッセージ機能」へ通知されますので、求人有効中又は選考期間中は**適度に求人者マイページへログインし確認するようにして下さい。**
- 応募書類をオンライン上で受け取る場合には、事前に求人票の「応募書類等」欄の「求職者マイページからの登録」にチェックを入れて下さい。
- 応募者の選考が終了次第、求人者マイページの「**応募者管理**」より選考結果の登録を行って下さい。

⚠️ オンライン自主応募に関する注意点

- オンライン自主応募は、ハローワークの職業紹介に該当しないため、ハローワーク等の職業紹介を要件とする助成金※の対象外です。また、応募者が雇用保険受給者である場合、職業紹介を要件とする再就職手当等も対象外です。
※特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、地域雇用開発助成金
- オンライン自主応募は直接応募であり、ハローワークが求職者と求人者の適性の確認を行っていないため、募集要件に合致しない方が応募する場合があります。
- オンライン自主応募に伴って生じるトラブル等は当事者同士で対応することが基本です。ハローワークがトラブル等に対応することはできません。
- オンライン自主応募を受け付けるには、求人者マイページから求人ごとに設定が必要です。利用したい場合は求人者マイページから変更してください。
- 労働者派遣事業所や請負事業所からの求人、就業先事業所を明示できない求人はオンライン自主応募の対象とすることができません。



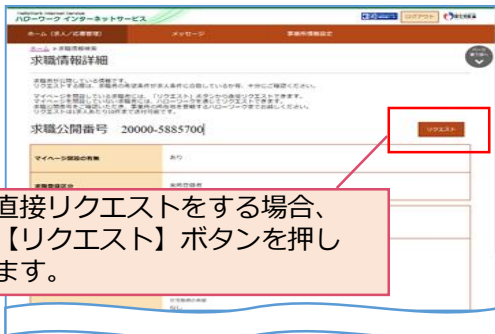
「直接リクエスト」とは

- 求人者マイページから求職情報検索を行い、自社求人に応募してほしい求職者に、マイページを通じて応募を検討して欲しい求人の情報とメッセージを直接送付できる機能です。
- 直接リクエストは、求人者マイページを開設し、応募受付方法について「オンライン自主応募の受付」を可とする有効中の求人がある場合に行うことができます。
- 対象となる求職者が求職者マイページを開設している場合に限り行うことができます。

「直接リクエスト」の主な流れと留意点

- ① 有効中の求人がある場合、求人者マイページから求職者情報を検索・閲覧できます。求職者情報は、ハローワークに登録している求職者のうち、経歴や資格、希望条件などを求人者に公開することを希望している方々の情報です。ハローワークインターネットサービスを介して求職申し込みを行った者（オンライン登録者）も含まれます。
- ② 求職情報検索の結果、希望する条件の求職者が見つかり、その方が求職者マイページを開設している場合、応募を検討してほしい求人(オンライン自主応募の受付可に設定している必要があります)の情報とメッセージを求職者マイページに送付することができます(直接リクエスト)。
- ③ 1件の求人につき10人まで直接リクエストができます。同一求人について、同一求職者へのリクエストは1回のみです。リクエストのメッセージを求職者に送付した後、取り消しはできません。
- ④ ハローワークを介さず、直接リクエストした求職者から、直接応募の受付が可能になります(オンライン自主応募)。直接リクエストの応募有効期間は、リクエストを行った日の翌日から7日間となります。その間に応募がない場合、求職者が辞退した扱いとなります(なお、求職者は当該期間経過後も直接リクエストを介さずに、オンライン自主応募をすることは可能です)。対象求職者が応募に当たりハローワークに相談した場合、ハローワークからご紹介またはご連絡させていただくこともあります。

【マイページ上の表示画面イメージ】



※ リクエストをしたい求職者が求職者マイページを開設していない場合、「求職情報詳細」画面に表示される問い合わせ先のハローワークにご連絡ください。ハローワークにおいて求職者の希望条件と求人条件の適合性などを確認の上、リクエストの希望を求職者にお伝えします。

⚠ 直接リクエストに関する注意点

- 求人者からの直接リクエストを受けて求職者がハローワークを介さず求人へ直接応募した場合(オンライン自主応募)、ハローワークによる職業紹介に該当しないため、ハローワーク等の職業紹介を要件とする助成金の対象外です。求職者の応募方法は指定できないため、助成金の対象とならない前提で直接リクエストを行ってください。
※一度、オンライン自主応募されたものを安定所紹介に変更して助成金対象とすることはできません。
- 公開されている求職情報の内容及び公開の有無は、求職者自身が自ら決定する者であり、その責任は求職者自身にあるため、ハローワークとして責任は負いません。
- 直接リクエストおよびオンライン自主応募に伴って生じるトラブル等は当事者同士で対応することが基本です。ハローワークがトラブル等に対応することはできません。
- 労働者派遣事業所や請負事業所からの求人、就業先事業所を明示できない求人は、オンライン自主応募の対象とすることができず、直接リクエストの機能は使用できません。
- 新規大学等卒業・修了予定者については、卒業・修了年度の6月1日以降に採用選考活動を開始するように要請しています。直接リクエストを行う場合も、採用選考開始後(6月1日~)に行うようにしてください。

郵送用

求人者マイページ開設用メールアドレス登録用紙

以下の手順に従って下さい

①下記の「日付、事業所名、担当者名、登録用メールアドレス」を記入

ログインアカウントして利用するメールアドレスを次の通り登録します

※アドレスは組織で共有可能なアドレスを推奨します

令和 年 月 日

事業所名：

担当者名：

登録用メールアドレス：

②こちらの用紙を下記の宛先に郵送（本人確認のできる名刺等があれば同封して下さい）

〒374-0066
館林市大街道1-3-37
ハローワーク館林 求人部門

③こちらの登録用紙到着後、こちらからハローワークに登録してある事業所の電話番号に連絡致します（担当者の在籍確認等を行うため）

お問い合わせ ハローワーク館林 求人担当 ☎0276-75-8609